

基本方針策定の目的

「いじめは人間として絶対に許されない」との意識を、学校教育全体を通じて、児童一人一人に徹底させるとともに、いじめられている児童を学校として守り通すという姿勢を示すため、日見小学校としてのいじめ防止に向けた取組を明らかにする。

また、当方針は学校教育目標及び重点努力目標の主に次の項目に関連する。

学校教育目標

「豊かな心を持ち、自ら求めて意欲と実践力のある、健康でたくましい日見っ子の育成」

学校テーマ（合言葉）

「あなたがここにいるから」

重点努力目標

(2) 心の教育の充実（豊かな心の醸成）

④ いじめ・不登校の根絶

（迅速かつ組織的な対応の徹底と教育相談の充実）

めざす児童の姿

「いじめをしない」「いじめを認めない」「いじめから友達を守る」ことを貫くことができる子ども

生徒指導委員会（いじめ対策委員会）

校長、教頭、教務主任、生活指導主任、該当職員、養護教諭で組織し、いじめの問題について以下のような役割を担う。

- いじめ基本方針に基づく取組の運用
- いじめの相談・通報の窓口
- いじめに対する情報の収集、共有
- いじめ問題に対する指導方針及び具体的な対応についての協議

専門家・外部機関との連携

- S.Cの児童観察・カウンセリングの活用
- 必要に応じてSSWへの派遣要請

PTA・地域との連携

- 地域民生委員・学校評議員との情報交換
- 通学路における立しょう

関係機関との連携

- 特別支援教育を視点に置いた巡回相談の要請
- 専門医療機関との連携
- 警察関係機関との情報共有

児童会活動

- 生活委員会・企画委員会を中心とした自発的ないじめ防止に向けた啓発活動

いじめ問題への取組

いじめの定義（いじめ対策推進法）

いじめとは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係がある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものとする。
なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

いじめの防止

- ① いじめの問題に対し特定の教職員が抱え込むことなく、生活指導部会・生徒指導委員会（いじめ対策委員会）、児童理解研修会等を通し全職員で認識し、校長を中心に一致協力して対応する。
- ② 現職教育の研修時間を利用し、S.Cの講話や「いじめ対策ハンドブック」を活用した研修を実施する等、児童一人一人に対する教師の観察力や対応力を向上させる。
- ③ 保護者や地域の方へもいじめ防止学校基本方針の周知を図るとともに、基本方針による取組状況について、学校評価の項目として新たに加え、計画的かつ継続的な点検・評価に取り組む。

いじめの早期発見

- ① 生活指導部会（毎月末）の時間を利用し、生活面で様子が気になる児童について報告し合い、教職員の情報交換を密に行う。
- ② 定期的に児童を対象とした、いじめアンケートを実施するとともに、アンケートの記載内容をもとに、朝の読書タイム・心の時間を利用し個人面談を行い、きめ細かな把握に努める。
- ③ S.Cの勤務日の昼休みに相談室を開放し、児童が悩み事等を積極的に受け止めることができる教育相談の場を設定する。
- ④ 個人面談の記録のほか、日頃の生活面で気になる様子などを細やかに記録しておき、児童の変容に気付くための手立てとする。

いじめに対する措置

- ① 被害児童に対し、必ず守り抜く姿勢を示し、SCなどの協力も得ながら組織的に対応する。また、正確且つ迅速に事実関係を把握し保護者にも伝え、協力して取り組む体制を整える。
- ② 加害児童へも事実関係の聴取後、被害児童同様、組織的に対応する。心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の配慮のもと、再発防止に向けて、毅然とした態度で対応する。また、保護者への継続的な助言を行う。

【いじめ重大事態について】※詳細は「長崎市いじめ防止基本方針」参照

(1) 調査を要する重大事態の例

① 生命、心身または財産に重大な被害が生じた場合

- ・ 児童が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な障害を負った場合
- ・ 金品等、重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

② 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合

- ・ 不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間連続して欠席しているような場合も教育委員会または学校の判断で重大事態と認識する。

※土日を除いて7日間連続で欠席する場合は市教委へ報告する。

③ その他の場合

- ・ 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったとの申立てがあった場合

※早期の支援を行うため、必要に応じて事実確認を行う。

※法の要件に照らし、重大事態に当たらないことが明らかである場合を除き、重大事態の調査を実施する。

(2) 重大事態の報告

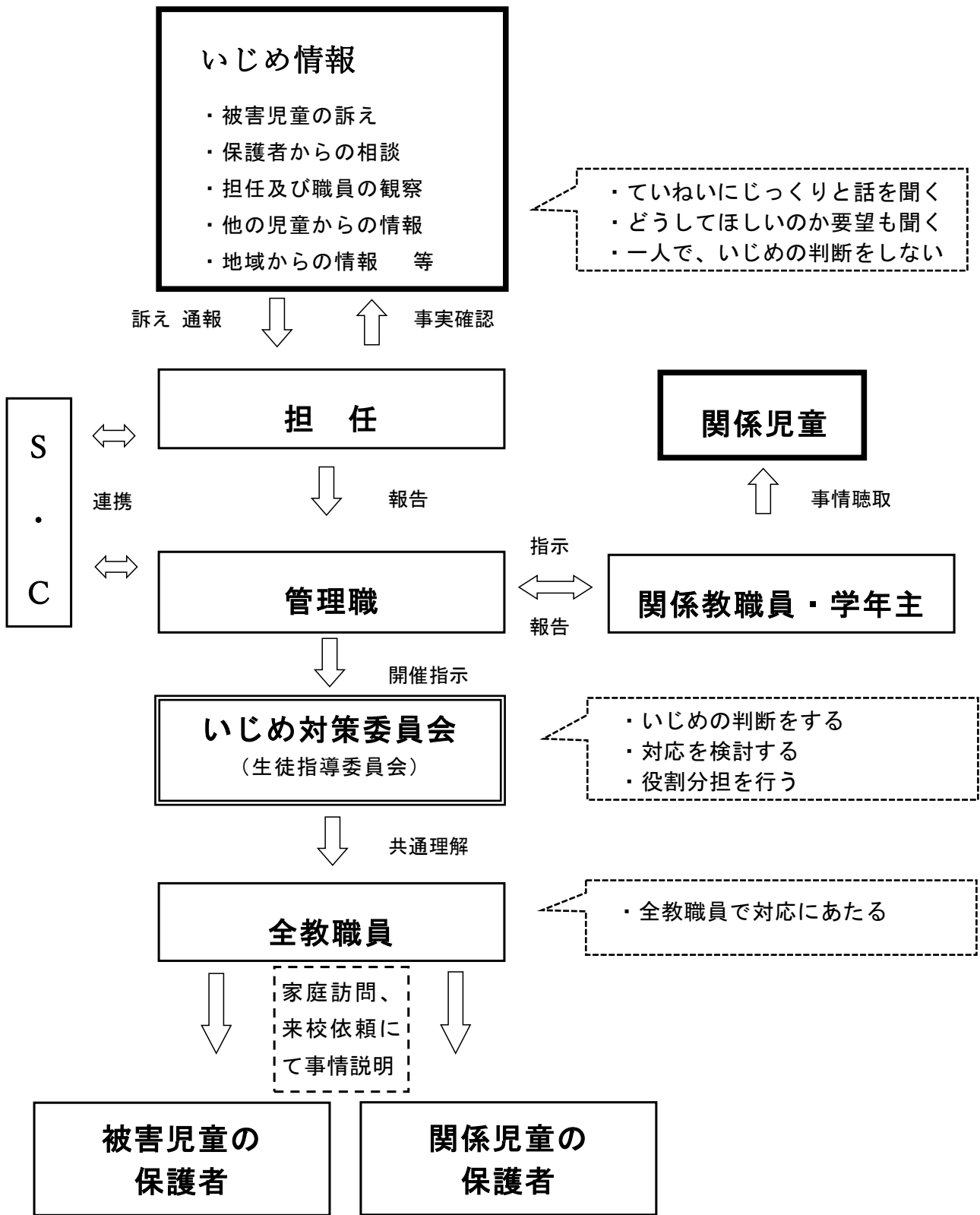
○重大事態を認知した場合、直ちに発生の報告を行う。

○学校→教育委員会→市長

(3) 調査を行う組織

○学校の「いじめ対策委員会（生徒指導委員会）」または、教育委員会の「いじめ問題調査チーム」において調査を行う。

いじめが発生した場合の対応



※いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、警察署との連携も行う。

いじめのチェックリスト

学校でのチェックポイント

- 顔や体に傷やあざがある。
- 嫌なあだ名で呼ばれている。
- 特定の子の席に誰も座ろうとしない。
- 席替えの後、机と机を離れたがる。
- 黒板やトイレなどに実名やあだ名などで落書きがされている。
- 学級写真などの顔にいたずらされている。
- ひそひそ話や陰口が多くなる。
- 始業時に、一人で遅れて教室に入ってくる人が多い。
- 特定の子が発表すると笑いや冷やかしかがある。
- 休み時間に、階段の上り下りを繰り返すなど、一人で時間をつぶしている。
- 友達とふざけあっているが、なんとなく表情が暗い。
- 班編成で最後まで所属が決まらない。
- 学級内の問題が生じると、特定のこの名前がすぐにあがる。
- 友達というよりも教師と話したがる。

家庭でのチェックポイント

- 顔や体に傷やあざがある。
- 筆箱などの持ち物が壊れていたり、頻繁になくなったりする。
- 教科書などの持ち物に落書きが書かれている。
- 急に金遣いが荒くなる。
- 金品を家庭からたびたび持ち出す。
- 朝の起床や登校が遅くなる。登校を嫌がる。
- 日曜・休日は機嫌がよい。
- 部屋にこもりがちになる。
- 友達の話をしたがらない。

加害児童の家庭でのサイン

- 買ってやった覚えのない品物を多く持っている。
- 言葉遣いや素行が悪くなる。
- 友達を呼び捨てにししたり、軽蔑した口調で話したりする。

年間活動計画

月	活 動 内 容		活 動 内 容
4月	児童理解研修会	10月	いじめアンケート
5月	いじめアンケート・個人面談	11月	いじめアンケート
6月	いじめアンケート	12月	児童理解研修会・いじめアンケート
7月	児童理解研修会・いじめアンケート	1月	いじめアンケート
8月	児童理解研修会・保護者面談	2月	いじめアンケート・個人面談
9月	いじめアンケート・個人面談	3月	気になる児童の引き継ぎ

様々な相談機関

相談機関	電話番号	住所・メールアドレス	相談可能な時間
長崎市教育研究所教育相談	0120-556-275	長崎市魚の町5-1 長崎市民会館7F soudan@nagasaki-city.ed.jp	9:00～16:00
こども総合相談 (子育てサポート課)	822-8573 825-5624	長崎市魚の町4-1 メールはe-kaoyより送信 (e-kaoyのホームページを検索)	8:45～17:30

※その他、「長崎こども・女性・障害者支援センター(844-5132)」や「親子ホットライン(0120-72-5311)などの相談機関がある。